

麻薬取扱いの手引

(小売業者用)

令和元年12月改訂

岡山県保健福祉部医薬安全課

麻薬事務手続一覧表

申請・届出の種類	添付書類	提出部数	参考事項
麻薬小売業者免許申請書	<ul style="list-style-type: none"> 診断書 (法人の場合は、業務を行う役員全員の診断書) 申請者が法人の場合には、「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類 	2部	手数料4,020円(県収入証紙) 薬局開設許可証を提示すること (岡山市、倉敷市内のみ) [第1号様式]
麻薬小売業者免許証記載事項変更届	免許証	2	15日以内に提出[第2号様式] ※免許証亡失の場合は再交付の手続も必要
麻薬小売業者免許証再交付申請書	免許証(き損の場合)	2	手数料2,820円(県収入証紙) 15日以内に提出[第3号様式]
麻薬小売業者免許証返納届	免許証	2	15日以内に提出[第4号様式]
麻薬小売業者業務廃止届	免許証	2	15日以内に提出[第5号様式]
所有麻薬届		2	麻薬小売業者でなくなった場合、15日以内に提出 [第6号様式]
譲渡麻薬届		2	麻薬小売業者でなくなり麻薬営業者等に所有麻薬を50日以内に譲渡した場合、譲り渡した日から15日以内に提出[第7号様式]
麻薬年間届		2	麻薬小売業者が毎年9月30日現在で作成し同年11月30日までに提出
麻薬廃棄届		1	陳旧麻薬等を廃棄する前に提出 [第8号様式]
調剤済麻薬廃棄届		1	調剤された麻薬を廃棄後30日以内に提出[第9号様式]
麻薬事故届		2	速やかに提出[第10号様式]

提出窓口は業務所を所轄する保健所衛生課[岡山市、倉敷市にあつては県保健所衛生課]となります。所轄保健所はP30の保健所等一覧表を参照してください。

申請手数料の額は令和元年10月1日現在の額です。

目 次

I	麻薬取扱者免許と事務手続	1
1	免許の種類	1
	(1)麻薬小売業者免許	1
2	免許申請・諸届の手続	1
	(1)麻薬小売業者免許申請	1
	(2)免許証の記載事項変更	1
	(3)免許証の再交付	2
	(4)免許証の返納	2
	(5)業務の廃止	2
	(6)麻薬事故届	2
	(7)麻薬年間届	3
II	麻薬小売業者の業務	3
1	譲受	3
2	譲渡	4
3	麻薬小売業者間譲渡許可	5
4	保管	6
5	麻薬処方せんの受付	7
6	帳簿	7
7	麻薬の廃棄	9
	(1)陳旧麻薬等の廃棄	9
	(2)麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄	9
8	麻薬小売業者でなくなった場合の措置	9
	(1)譲渡	9
	(2)廃棄	10
III	その他	10
1	携帯輸出入	10
2	立入検査	10
3	問い合わせ等	10
	様式集	11
	別添1	23
	別添2	26
	別添3	30

I 麻薬取扱者免許と事務手続

1 免許の種類（法第2条）

(1) 麻薬小売業者免許

薬局において、麻薬施用者が交付した麻薬処方せんにより、麻薬を調剤し譲り渡すには麻薬小売業者の免許を受けなければなりません。

なお、麻薬小売業者の免許を受けるためには、薬事法の規定に基づく薬局開設の許可を受けることが必要です。

麻薬施用者とは

都道府県知事の免許を受けて、疾病治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）を交付する医師、歯科医師、獣医師を麻薬施用者といいます。

麻薬処方せんを受け付ける際は、必ず麻薬処方せんを発行した医師等が麻薬施用者免許を受けていることを確認してから調剤するようにしてください。

2 免許申請・諸届の手続

(1) 麻薬小売業者免許申請（法第3条）

麻薬小売業者の免許申請をする場合には、第1号様式の〔免許申請書〕（P11～）に所要事項を記入し押印したうえ、申請書正本の上部欄外に申請手数料に相当する額の岡山県収入証紙（各自で消印しないこと。）を貼付し、業務所を所轄する保健所衛生課〔岡山市、倉敷市にあっては県保健所衛生課〕（以下「所轄保健所」という。）に正副2部を提出してください。

また、申請者が法人であるときは、「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類（業務分掌表等）を提示するとともに「業務を行う役員」全員の医師の診断書が必要です。

なお、新たに免許を受ける場合には、薬局開設の許可を受けていることを証する書類を所轄保健所に持参し、確認を受けてください（岡山市、倉敷市内のみ）。

免許の有効期間（法第5条）

麻薬小売業者の免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までです。から、継続して麻薬の取扱いをする場合には、隔年ごとに免許を受ける必要があります。新しく免許を受けなければ、有効期間満了後は麻薬の取扱いができなくなり、不法所持等法違反になることもありますので十分注意してください。

なお、交付された免許証は、他人に譲渡したり貸与することはできません。

(2) 免許証の記載事項変更（法第9条）

免許証に記載されている次の事項に変更が生じた場合には、15日以内に第2号様式の〔免許証記載事項変更届〕（P14）に所要事項を記入し押印したうえ、免許証を添付し、所轄保健所に正副2部を提出し、免許証の書替交付を受けなければなりません。

なお、添付すべき免許証を紛失している場合は、免許証の再交付手続も併せて行ってください。

① 住所、氏名の変更

② 薬局の名称の変更

ただし、薬局の開設者変更・移転等（薬事法の規定に基づく薬局開設の許可を取得し直した場合）はこの届ではなく、業務廃止及び新規申請の手続が必要です。

また、薬局の所在地が市町村合併、地番変更等により変わる場合は、記載事項変更届は必要ありません。

(3) 免許証の再交付（法第10条）

免許証を亡失したり、き損した場合には、15日以内に第3号様式の〔免許証再交付申請書〕（P15）に所要事項を記入し押印したうえ、免許証（き損した場合のみ）を添付し、申請書正本の上部欄外に申請手数料に相当する額の岡山県収入証紙（各自で消印しないこと。）を貼付し、所轄保健所に正副2部を提出し免許証の再交付を受けなければなりません。

また、亡失した免許証を発見した場合は、15日以内にその免許証を返納しなければなりません。

(4) 免許証の返納（法第8条）

免許証の有効期間満了後引き続き免許を取得しない場合、あるいは免許を取り消された場合には、15日以内に第4号様式の〔免許証返納届〕（P16）に所要事項を記入し押印したうえ、失効した免許証を添付し、所轄保健所に正副2部を提出しなければなりません。

(5) 業務の廃止（法第7条）

麻薬小売業者が当該免許の有効期間中に次に該当した場合には、15日以内に第5号様式の〔業務廃止届〕（P17）に所要事項を記入し押印したうえ、免許証を添付し、所轄保健所にそれぞれ正副2部を提出しなければなりません。

① 麻薬に関する業務を廃止した場合

② 薬局の廃止届を提出した場合

例 薬局を廃止又は移転した場合

薬局の開設者が死亡・解散した場合

薬局の開設者を変更した場合（法人換え等）

③ 薬局の開設許可が取り消された場合

また、麻薬小売業者が死亡・解散した場合には、相続人・清算人等届出義務者が届出を行わなければなりません。

業務の廃止に伴う留意点

麻薬小売業者が業務廃止届を提出する場合、薬局の開設者は所有麻薬届の提出及び所有する麻薬の譲渡又は廃棄の手続きを行ってください。

所有麻薬届、譲渡手続きについては「Ⅱ. 8 麻薬小売業者でなくなった場合の措置」（P9）を、廃棄手続きについては「Ⅱ. 7 麻薬の廃棄」（P9）を参照してください。

(6) 麻薬事故届（法第35条）

麻薬小売業者は、管理する麻薬について、滅失、破損、盗取、紛失、流失、所在不明、その他の事故が生じた場合には、すみやかに第10号様式の〔麻薬事故届〕（P22）に所要事項を記入し押印したうえ、所轄保健所に正副2部を提出しなければなりません。

なお、届出に当たっては、次の事項に留意してください。

① 麻薬を盗取された場合には、すみやかに警察署にも届け出てください。

② 麻薬事故届の届出者は、麻薬小売業者（薬局開設者）です。

③ 麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿（麻薬受払簿）の備考欄にその旨記載してください。

④ アンブル注射剤の事故に伴い、廃棄する必要がある場合、麻薬事故届にその経過（回収の上廃棄した麻薬の量及び廃棄の方法を含む）を詳細に記入することで麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

⑤ 麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受において、麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に

破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。

(7) 麻薬年間届（法第47条）

麻薬小売業者は毎年11月30日までに〔麻薬年間届〕（用紙については事前に所轄保健所から配布）に次の事項を記入し押印したうえ、所轄保健所に2部を提出しなければなりません。

- ① 前年の10月1日に、麻薬小売業者が所有していた麻薬の品名、数量
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までに麻薬小売業者が譲り受けた麻薬及び同期間内に譲り渡した麻薬の品名、数量（麻薬小売業者間譲渡許可に基づき譲渡・譲受した数量を内数として括弧書きで併記してください。）
- ③ その年の9月30日に麻薬小売業者が所有していた麻薬の品名、数量

なお、自家予製剤の倍散、倍液は、原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載してください。

備考欄には廃棄届出年月日、廃棄数量、事故届等を記載してください。

また、期間中に麻薬の取扱いが全くなく在庫等もない場合にも「取扱いなし」として報告してください。

麻薬年間届提出時の留意点

麻薬小売業者が麻薬年間届を所轄保健所に提出する際には、必ず帳簿残高と在庫現品との確認を行ってください。その際、アヘンチンキの自然減量及び原末、倍散の秤量誤差と認められるものについては、薬局の他の職員立会のもとに帳簿の訂正をすることができます。なお、立会者は帳簿備考欄に署名してください。

また、古くなった麻薬や今後使用しないと思われる麻薬などについては、事故防止等の観点から廃棄を検討してください。廃棄手続については、「Ⅱ. 7 麻薬の廃棄」（P9）を参照してください。

Ⅱ 麻薬小売業者の業務

1 譲 受（法第24条・法第26条・法第32条）

- (1) 麻薬小売業者が麻薬を購入できる相手先は、県内の麻薬卸売業者に限定されています。
- (2) 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けるときには、麻薬譲渡証及び麻薬譲受証の交換が必要です。麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは麻薬譲渡証と同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。
- (3) 麻薬譲受証には、免許番号、免許の種類、譲受人の氏名（法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬業務所の所在地・名称、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあっては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚せい剤原料の印を除く。）を押印）してください。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

- (4) 麻薬譲受証は、麻薬小売業者の責任において作成してください。
- (5) 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、
 - ・麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
 - ・麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。
麻薬の数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありません。実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が麻薬事故届を提出してください。
 - ・麻薬の容器には証紙による封が施されているか。

を確認してください。

両者立会いで証紙を開封し、麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬小売業者は麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰りますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。

- (6)麻薬譲渡証の保存は交付を受けた日から2年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書等(き損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。

なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、速やかに麻薬卸売業者に返納してください。

- (7)麻薬小売業者が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入する時は、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して、身分確認を行ってください。

- (8)麻薬の交付を受けた患者、又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受けた場合、譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で、管理薬剤師が他の従事者の立ち会いの下で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を所轄保健所に提出してください。(Ⅱ-7 麻薬の廃棄参照)

2 譲 渡 (法第24条・法第25条) (患者への交付)

麻薬小売業者は、麻薬処方せんの交付を受けた者に対し、その処方せんにより調剤した麻薬を交付する以外に麻薬を譲渡することはできません。また、麻薬卸売業者へ返品することもできません。(※次項の「3 麻薬小売業者間譲渡許可(法第24条第12項第1項)」による麻薬小売業者への譲渡は可能です。)

麻薬小売業者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、麻薬処方せんの交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護にあたる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬を手渡すことができます。その際、不正流通等防止のため、看護師等が患者等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認してください。

さらに、患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

また、麻薬注射剤を患者に交付するときで、患者又は患者の看護に当たる家族等に直接手渡す際には、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度(麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。)を変更できないものにしてください。

ただし、患者等の意を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、患者に施用を補助する場合(麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合を含む。)はこの限りではありません。

なお、麻薬小売業者が患者等の意を受けた看護師等に麻薬を手渡した時点で、患者へ麻薬を交付したことになります。

麻薬の譲渡・譲受

麻薬の譲渡・譲受については法律で厳しく規制されており、次項の「3 麻薬小売業者間譲渡許可」以外は、麻薬小売業者間(同一開設者が開設している麻薬小売業者間の場合も同様です。)での貸借や麻薬卸売業者への返品もできません。

ただし、麻薬の交付を受けた患者又は患者の遺族等から、施用中止又は死亡等の理

由により施用する必要のなくなった麻薬は譲り受けることができます。(他の*麻薬診療施設・麻薬小売業者から交付された麻薬を含みます。)

なお、譲り受けた麻薬は薬局の他の職員立会のもとに廃棄し、30日以内に所轄保健所に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。

*麻薬診療施設：麻薬施用者が診療に従事する診療施設

3 麻薬小売業者間譲渡許可（法第24条第12項第1号）

2以上の麻薬小売業者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬の譲渡しの許可を申請することができます。

- ① いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること
- ② いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

なお、許可業者にあつては、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄してください。

(1) 許可の申請

麻薬小売業者間譲渡許可の申請にあつては、次の事項を記載した申請書を、岡山県保健福祉部医薬安全課に共同で提出してください。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 麻薬業務所の名称及び所在地
- ③ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
- ④ いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

(2) 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までです。有効期間が満了したときに、許可は失効します。有効期間内においては、譲渡の回数に制限はありません。

(3) 許可の変更届・追加届

許可業者は、許可の有効期限内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は許可業者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、岡山県保健福祉部医薬安全課に共同して届け出なければなりません。

また、許可業者は、許可の有効期限内に、許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、許可要件を満たす場合に限り、(1)に掲げる事項を記載した「麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届」に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、岡山県保健福祉部医薬安全課に許可業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出なければなりません。

なお、いずれかの許可業者が業務所の所在地を変更したこと等により、麻薬小売業者の免許が失効し、新たな麻薬小売業者の免許を受け、かつ、同じ麻薬小売業者間での譲渡・譲受を行おうとする場合は、免許の失効に伴う変更届と移転後の新規麻薬小売業にかかる追加届が必要となります。

(4) 許可書の再交付

許可業者は許可証を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、「麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書」により、その事由を記載し、かつ、毀損した場合には当該許可書を添えて、岡山県保健福祉部医薬安全課に許可書の再交付を申請しなければなりません。

また、許可書の再交付を受けた後、亡失した許可書を発見したときは、その発見した許可書を、速やかに岡山県保健福祉部医薬安全課に返納しなければなりません。

(5) 許可書の返納

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受を行わない場合には、「麻薬小売業者間譲渡許可書返納届」により、岡山県保健福祉部医薬安全課に、麻薬小売業者間譲渡許可書を共同して返納してください。

(6) 留意事項

- ① 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を、許可を受けた日から5年間保存してください。
- ② 本許可に基づく譲渡にあつては、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡が可能です。
- ③ 許可業者は、当該許可により他の許可業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に自らが作成した譲渡確認書を麻薬の譲受人に交付してください。
- ④ 麻薬処方せんの写し及び譲渡確認書又は譲受確認書は、交付を受けた日から2年間保存してください。
- ⑤ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないでください（ただし、許可書を返納した場合を除く。）。
- ⑥ 麻薬の交付は、事故の未然防止の観点から適切と考えられる場所で行ってください。
- ⑦ 麻薬の運搬は、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行ってください。
- ⑧ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認してください。
- ⑨ 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできません。

(7) その他

当該許可の詳細及び申請書等様式については、岡山県保健福祉部医薬安全課のホームページ等を参考にしてください。

岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページアドレス

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-12808.html>

4 保 管（法第34条）

麻薬小売業者が管理する麻薬の保管は、住居内ではなく薬局内に設けた鍵のかかる堅固な設備内に次の事項に注意し保管しなければなりません。

(1) 「鍵のかかる堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない重量金庫で、施錠設備のあるものをいいます。

手提げ金庫、スチール製ロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とは認められません。

(2) 麻薬の保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望まれます。

(3) 麻薬保管庫の中には、麻薬と覚せい剤を一緒に保管することはできますが、その他の医薬品、現金及び書類等は一緒に入れることはできません。（麻薬の出し入れを頻回に行う施設にあつて、1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類（いわゆる

- る棚表)を除く。)
- (4)麻薬保管庫は、出し入れ以外の時には必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。また、鍵の保管にも注意が必要です。
- (5)定期的に麻薬帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行ってください。

麻薬の管理業務

麻薬小売業者については、麻薬及び向精神薬取締法において特に麻薬を管理する者の設置についての規定はありませんが、薬事法では、薬局の管理薬剤師が医薬品を管理する責任者と規定されています。

したがって、麻薬小売業者では、その業務所(薬局)における麻薬(医薬品)の譲り受け、保管、交付等の管理は、その薬局の管理薬剤師が行うこととなります。

5 麻薬処方せんの受付(法第27条)

麻薬小売業者が、患者から麻薬処方せんを受け付けたときは、次に掲げる記載事項に漏れや不備がないことを確認したうえで調剤してください。

(1)麻薬処方せんの記載事項

- ① 患者の氏名、年齢(又は生年月日)、住所
- ② 麻薬の品名、分量、用法用量
- ③ 処方せんの発行年月日及び使用期間(有効期間)
- ④ 麻薬施用者の記名押印又は署名
- ⑤ 麻薬施用者の免許番号
- ⑥ 麻薬施用者が処方を行った医療機関の名称及び所在地

※①患者の住所及び⑤麻薬施用者の免許番号については、一般の処方せんにはない項目ですので麻薬処方せんを受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認してください。

(2)ファクシミリによる処方せんの取り扱いについて

ファクシミリにより送信された麻薬処方せんの処方内容に基づき麻薬の調剤等を開始することは、一般薬と同じようにできます。後刻、実物の麻薬処方せんを受領し、内容を確認してから麻薬を交付してください。(患者等が受け取りに来ない場合、調剤前の麻薬として再利用できます。また、液剤等で再利用できず廃棄する場合は事前に麻薬廃棄届を所轄保健所に提出してください。)

(3)不備又は不審な処方せんの取り扱い(薬剤師法第24条)

処方せん中に疑義がある場合、処方せんを交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ、調剤できません。最近、処方せんをカラーコピーして偽造し薬局に持ち込むといった事件が頻発しており、注意が必要です。

(4)麻薬処方せんの保存(薬剤師法第27条)

薬局開設者は、一般の処方せんと同様に、当該薬局で調剤済みとなった日から3年間保存してください。麻薬処方せんを一般の処方せんとは分けて保存すると便利です。

(5)フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方

患者から麻薬処方せんと共に確認書の提示を受け調剤してください。確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。

- ※ 医師は製造販売業者の提供する講習を受講
製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行
医師及び患者は処方時に確認書に署名

6 帳簿(法第38条)

(1)麻薬小売業者は、薬局に帳簿を備え、麻薬の受払について次の事項を記載しなければ

ばなりません。

- ① 譲り受けた麻薬の品名、数量、その年月日
- ② 譲り渡した麻薬の品名、数量、その年月日（ただし、コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は除かれます。）
- ③ 事故届により届け出た麻薬の品名、数量、事故年月日（届出年月日については備考欄に記載してください。）
- ④ 廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日

(2)帳簿の記載にあたっては、次の事項に注意してください。

- ① 帳簿は、品名、剤型、規格別に口座を設けて記載してください。
例えば、麻薬の原末から10%散を予製した場合には、10%散の口座を新たに作成して記載してください。
- ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。
なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。
- ③ 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
- ④ 麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に（少なくとも1週間以内毎）出力された印刷物を1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
- ⑤ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書いてください。訂正した箇所に管理者等の訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

(3)記載の方法

譲受け又は譲渡しがあつた都度記載することが原則です。記載内容等は、下記の項に従って記入してください。

- ① 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の受入年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。このほか備考欄には、購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品の製品番号を記載してください。また、譲渡証の日付と納品日（到着日）が異なる場合、納品日（到着日）を備考欄に記載してください。
- ② 患者等からの譲受け
患者の死亡等の理由により患者の家族等から返却された麻薬についても品名、数量、年月日を帳簿、若しくは補助簿を作成して記載してください。
また、同じ日に複数の患者から返却があつた場合は、個々に返却された数量が分かるように記載してください。
譲り受けた麻薬を廃棄する場合は、備考欄に廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届の提出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。
※ 外来患者から返却された麻薬はすべて廃棄してください。

③ 処方せんによる譲渡し

麻薬処方せんにより調剤した患者の氏名を備考欄に記載してください。（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は、記載する必要はありません。）

④ 麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受

麻薬小売業者間譲渡・譲受の相手方の名称を備考欄に記載してください。

⑤ 慢性疼痛患者へのフェンタニル経皮吸収型製剤の交付

慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮吸収型製剤を払い出す際には、麻薬帳簿の備考欄に、**慢**などと記載することにより、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にしてください。

(4)その他

定期的に麻薬帳簿残高と在庫現品との確認をすることが必要です。

なお、アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末等の秤量誤差については、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会人が署名又は記名押印してください。

麻薬小売業者は、麻薬帳簿を最終の記載の日から2年間保存することが義務付けられています。

また、帳簿の具体的な記載については、別添1の「麻薬帳簿の記載例1等」を参照してください。

7 麻薬の廃棄（法第29条・法第35条第2項）

麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名、数量及び廃棄方法について、事前に所轄保健所長に届け出をしなければなりません。ただし、麻薬処方せんにより調剤された麻薬（麻薬施用者自らが調剤した場合を含む。）は、事前に届け出る必要はなく、管理薬剤師が薬局の他の職員立会のもとに廃棄することができます。

（1）陳旧麻薬等の廃棄

古くなったり、変質、破損等により使用しなくなった麻薬又は、調剤ミスにより使用できなくなった麻薬を廃棄しようとする場合は、事前に第8号様式の「麻薬廃棄届」（P20）に所要事項を記入し押印のうえ、所轄保健所に1部提出しなければなりません。麻薬廃棄届の届出者は、麻薬小売業者（薬局開設者）です。

廃棄予定の麻薬については、廃棄まで厳重に保管してください。

廃棄にあたっては、届出書が受理された後、所轄保健所係員の立会のもとに廃棄することとしていますので、廃棄する際は事前に所轄保健所係員に連絡してください。

廃棄後は、所轄保健所係員が麻薬帳簿に署名又は記名押印しますので、提示できない場合は、所轄保健所係員に申し出てください。

（2）麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄

麻薬処方せんにより交付された麻薬を、患者の死亡等により譲り受けた場合は、管理薬剤師が、薬局の他の職員立会のもとに廃棄し、廃棄後30日以内に第9号様式「調剤済麻薬廃棄届」（P21）に所要事項を記入し押印のうえ、所轄保健所に1部提出しなければなりません。麻薬帳簿には廃棄の立会者が署名してください。

なお、調剤済麻薬廃棄届の届出者は、麻薬小売業者（薬局開設者）です。

廃棄は焼却、希釈、他の薬剤との混合等により、麻薬の回収が困難な方法により行ってください。

また、30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめてひとつの届出書で提出することもできます。

麻薬の廃棄手続について

麻薬の廃棄にあたっての手続には、①廃棄前に届け出ることが必要な場合、②廃棄後30日以内に届け出の場合の2種類があります。麻薬を廃棄しようとする際の必要な手続については、別添2（P26～）を参照してください。

なお、患者又は患者の遺族等から注射剤の返却を受けた場合など、処理の方法に迷った場合には、速やかに県庁又は所轄保健所（別添3の保健所等一覧表を参照してください。）にお問い合わせください。

8 麻薬小売業者でなくなった場合の措置（法第36条）

麻薬小売業者でなくなった場合（麻薬小売業者が業務を廃止又は薬局を移転、開設者を変更した場合等）は、15日以内に「業務廃止届」を提出するとともに、第6号様式の「所有麻薬届」（P18）に所要事項を記入し押印したうえ、所轄保健所に正副2部を提出しなければなりません。

なお、麻薬小売業者が死亡したり、法人が解散した場合には、相続人・清算人等届出義務者が同様の届出を行わなければなりません。

また、その際、現に所有している麻薬を処理するには次の2つの方法があります。

(1) 譲渡

麻薬小売業者でなくなってから50日以内に限り、地方厚生局長の許可を受けることなく、県内の麻薬営業者（麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者）、麻薬診療施設又は麻薬研究施設の開設者に限り譲り渡すことができます。

なお、この際、麻薬小売業者は、譲り渡した日から15日以内に第7号様式の「譲渡麻薬届」（P19）を所轄保健所に正副2部を提出してください。

(2) 廃棄

麻薬を譲渡できない場合は、当該麻薬については麻薬小売業者でなくなった日から50日以内に所轄保健所に届け出て、所轄保健所係員の立会いのもとに廃棄することができます。

前述「Ⅱ. 7 麻薬の廃棄」を参照してください。

Ⅲ その他

1 携帯輸出入（法第13条～法第17条）

患者が、自己の疾病の治療の目的で、麻薬を携帯して輸入若しくは輸出する場合は、事前に、次に掲げる事項を記載した申請書に疾病名、治療経過及び麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて地方厚生局長にこれを提出しあらかじめ許可を受ける必要があります。

- ① 申請者の氏名、住所
- ② 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻薬の品名及び数量
- ③ 入国し、又は出国する理由
- ④ 麻薬の施用を必要とする理由
- ⑤ 入国又は出国の期間
- ⑥ 入国又は出国の港

詳細については、中国四国厚生局麻薬取締部のホームページ等をご確認ください。

中国四国厚生局麻薬取締部ホームページアドレス

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/gyomu/mayaku_torishimari/index.html

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせいただき、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご注意ください。

2 立入検査

立入検査を行う職員は、身分証を携帯していますので、必ず呈示を求め確認してください。

3 問い合わせ等

以上のほか麻薬の取扱いについて不明の点がありましたら、所轄保健所等（P30別添3の保健所等一覧表を参照してください。）の業務担当者にお尋ねください。

診 断 書

氏 名 (男・女)

大・昭・平 年 月 日生 (歳)

上記の者について、次のとおり診断します。

- 1 精神機能
精神機能の障害
 該当なし
 専門家による判断が必要

診断名	
現に受けている治療の内容	
現在の状況	

※記載できない場合は、別紙を使用してもよい。

- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒
 なし
 あり

年 月 日

医療機関の名称

所在地

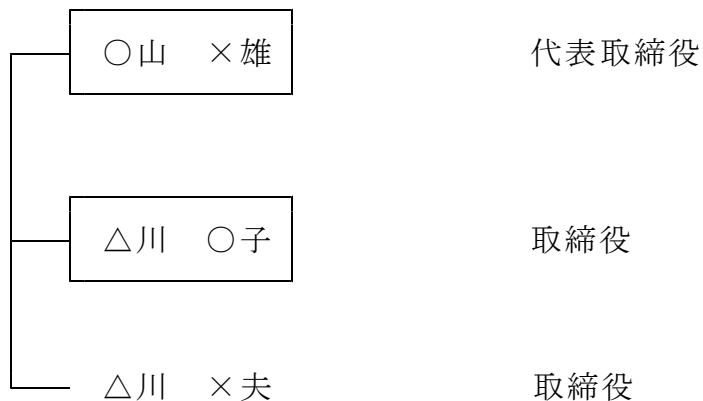
医師氏名

⑩

電話番号 () —

参考様式 [法人における麻薬関係業務を行う役員についての組織図 (例)]

株式会社〇〇〇〇 役員業務分掌表



内が麻薬関係業務を行う役員であることを証明します。

年 月 日

岡山市北区内山下×-×-×

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇 山 × 雄 (印)

注1) 役員全員の氏名を記載してください。

注2) 代表取締役は、必ず業務を行う役員になります。(代表取締役が複数の場合も、全員該当。)

注3) 上記の場合、診断書を添付する必要がある役員は〇山×雄と△川〇子になります。

注4) 必ず代表取締役印を押印し、証明してください。

麻薬 者免許証記載事項変更届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日	
変更すべき事項							
変 更 前	麻薬業務所	所在地					
		名 称					
	住 所						
	氏 名						
	従たる施設	所在地					
		名 称					
	変 更 後	麻薬業務所	所在地				
			名 称				
住 所							
氏 名							
従たる施設		所在地					
		名 称					
変更の事由及びその年月日							
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (印)</p> <p style="text-align: center;">連絡先電話番号 () -</p>							
岡山県知事			殿				

収入証紙
(消印しないこと)

麻薬 者免許証再交付申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名称		
氏 名			
再交付申請の事由 及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名 (印)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">連絡先電話番号 () -</p>			
岡山県知事		殿	

麻薬 者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名称		
氏 名			
免許証返納の事由 及びその年月日			
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
氏 名			
			(印)
岡山県知事		殿	

麻 薬 者 業 務 (研 究) 廃 止 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所 在 地		
	名 称		
氏 名			
業 務 (研 究) 廃 止 の 事 由 及 び そ の 年 月 日			
上記のとおり、業務(研究)を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 住 所 届出義務者 氏 名 </div> <div style="text-align: right;"> (印) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> 続 柄 () </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> 連絡先電話番号 () - </div>			
岡山県知事	殿		

所 有 麻 薬 届

品 名	単 位	数 量	品 名	単 位	数 量

届出の発生事由
及び発生年月日

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
麻薬業務所
名 称

住 所
届出義務者
氏名又は名称

印

続 柄 ()

岡山県知事

殿

譲 渡 麻 薬 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日			
免許証の種類	麻薬 者	業務廃止年月日	年 月 日			
麻薬取扱者の氏名		譲渡年月日	年 月 日			
譲渡した麻薬の品名及び数量	品 名	単 位	数 量	品 名	単 位	数 量
譲 受 人	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日		
	免許の種類	麻薬 者	麻薬取扱者の氏名			
	麻薬業務所	所在地				
		名 称				
開設者	住 所					
	氏名又は名称	(印)				
<p>上記のとおり麻薬を譲渡したので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所在地 麻薬業務所 名 称</p> <p style="text-align: center;">住 所 届出義務者 氏名又は名称 (印)</p> <p style="text-align: center;">続 柄 ()</p> <p style="text-align: center;">岡山県知事 殿</p>						

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			氏 名	
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
廃棄しようとする 麻 薬	品 名	数 量		
廃棄の年月日				
廃棄の場所				
廃棄の方法				
廃棄の理由				

上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出義務者

氏 名（法人にあっては、名称）

①

続 柄（ ）

連絡先電話番号（ ） ー

岡山県 保健所長 殿

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日
廃棄の方法			
廃棄の理由			

上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称と代表者の氏名）

(印)

岡山県 保健所長 殿

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
事故が生じた麻薬	品 名	数	量
事故の発生状況 (事故発生年月日) (場所、事故の種類)			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住 所 氏 名 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> (印) </div>			
岡山県知事		殿	

別添 1

麻薬帳簿の記載方法

麻薬帳簿の記載にあたっては、「Ⅱ. 6 帳簿」の項をよく読んで、次の記載例を参照してください。なお、所有麻薬については、各品目ごとに別口座を設けて記載してください。

麻薬帳簿記載例 1

品名	MS コンチン錠 10mg			単位	T
	受入	払出	残高		
H23.10. 1			1,000		前帳簿から繰越し
〃		120	880		○田○雄他 4名 (注1)
10. 3	(25)		880		△田×司(5錠)、○木×雄(20錠)より返納 (注2) H23. 10. 3廃棄 H23. 11. 1調剤済麻薬廃棄届提出 立会者の署名又は記名押印
10. 6		125	755		変質により廃棄 (注3) 廃棄届出年月日：H23. 10. 3 廃棄に立会った保健所職員の署名又は記名押印
10. 7	100		855		○○会社から購入、製品番号△△、H23. 10. 8納品 (注4)
10. 10		2	853		調剤中の破損 (H23. 10. 11事故届提出) (注5)
10. 16	10		863		○○薬局△△店から譲受 (注6)

- ※注射剤以外の錠剤・散剤・水剤・坐剤等については、調剤日をもって払い出しとしてください。
- (注1) 1日の麻薬施用患者が多く、麻薬処方せん等で患者名の確認ができる場合は、「○田○雄他×名」という記載でも差し支えありません。
- (注2) 患者等から返納された麻薬を廃棄した場合は、受入数量を()書きで記載し残高に加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名、廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。調剤済麻薬を廃棄する場合の記録については、別帳簿(麻薬廃棄簿等)を作成して処理しても差し支えありません。
- (注3) 麻薬を廃棄した場合は年月日欄には実際に廃棄をした年月日を、備考欄には所轄保健所に届出を提出した年月日等を記載してください。
- (注4) 麻薬を譲り受けた場合は、受入年月日は麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載し、備考欄に購入先の氏名及び製品番号を記載してください。なお、譲受書の日付と納品日が異なる場合は、納品日を備考欄に記載して下さい。
- (注5) 事故届を提出した場合は、備考欄にその理由及び届出年月日を記載してください。
- (注6) 麻薬小売業者間で譲渡・譲受を行った場合は、備考欄にその相手方の名称を記載してください。(※麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合に限りです。)

麻薬帳簿記載例 2

品 名 フェンタニル経皮吸収型製剤				単位 枚
年月日	受 入	払 出	残 高	備 考
H23.10. 1			1	前帳簿から繰越し
10. 1	30		31	〇〇会社から購入、製品番号123456
10. 2		1	30	岡山 太郎
10. 2		1	29	岡山 かすみ (慢) (注1)

(注1) 慢性疼痛患者に交付した例です。患者から確認書の提示を受け調剤してください。確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。

原末帳簿の記載例 1 (原末を購入して、予製剤を調製して使用する場合)

品 名 塩 酸 モ ル ヒ ネ (原末のみ口座)				単位 g
年月日	受 入	払 出	残 高	備 考
H23.11. 1	5		5	〇〇会社から購入、製品番号123456
11. 2		2	3	10%散 20g調製



※ 新たに「塩酸モルヒネ10%散」の口座を設けること。

品 名 塩 酸 モ ル ヒ ネ 10 倍 散				単位 g
年月日	受 入	払 出	残 高	備 考
H23.11. 2	20		20	原末から調製
11. 3		0.6	19.4	岡山 次郎
11. 4		0.4	19.0	岡山 次郎

(注) 備考欄には、譲受先、製品番号、予製剤作成に関する記録、事故に関する記録等について記入すること。

原末帳簿の記載例 2

「リン酸コデイン」、「リン酸ジヒドロコデイン」、「塩酸エチルモルヒネ」の10%散(水)、1%散(水)を予製する場合、それらの口座については、受入の数量、年月日を記載するのみで個々の払出しについては記載する必要はありません。

品 名 リン酸コデイン (原末のみ口座)				単位 g
年月日	受入	払出	残高	備 考
H23.11. 1	5		5	〇〇会社から購入、製品番号123456
11. 2		2	3	10% 20g調製 (注1)
11. 3		3	0	1% 300g調製 (注1)
H24. 2. 1	5		5	〇〇会社から購入、製品番号654321
~~~~~				
9. 30			5	年間届のため秤量 (注2)



※ 新たに「リン酸コデイン10%散(水)」及び「リン酸コデイン1%散(水)」の口座を設けること。

品 名 リン酸コデイン10%散(水)				単位 g
年月日	受入	払出	残高	備 考
H23.11. 2	20		20	原末から調製
H24. 3.21	20		20	原末から調製
~~~~~				
H24. 3.31			18.0	帳簿訂正 (-2g秤量誤差 立会者署名) (注3)
~~~~~				
9. 30			5.5	年間届のため秤量 (注2)

品 名 リン酸コデイン1%散(水)				単位 g
年月日	受入	払出	残高	備 考
H23.11. 3	300		300	原末から調製
H24. 4.22	300		300	原末から調製
~~~~~				
9. 30			155.5	年間届のため秤量 (注2)

(注1) 倍散を予製した場合には払い出し数量の記載が必要です。

(注2) 毎年9月30日の残高欄は秤量し、実際の量を記入しておくことが麻薬年間届の提出にあたり必要です。

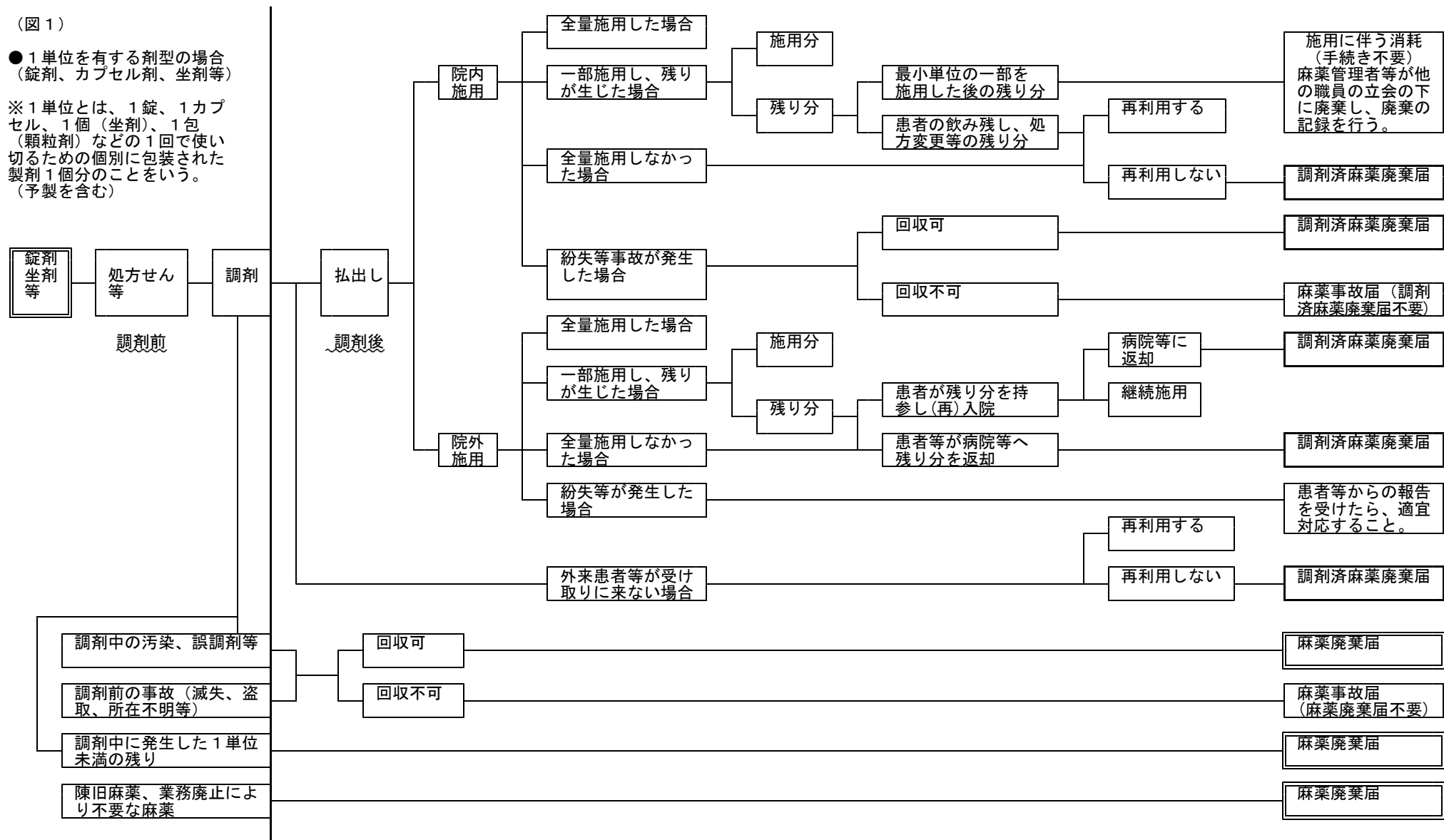
(注3) 秤量誤差については、薬局の他の職員立会のもとに確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。

別添 2

(図 1)

● 1単位を有する剤型の場合
(錠剤、カプセル剤、坐剤等)

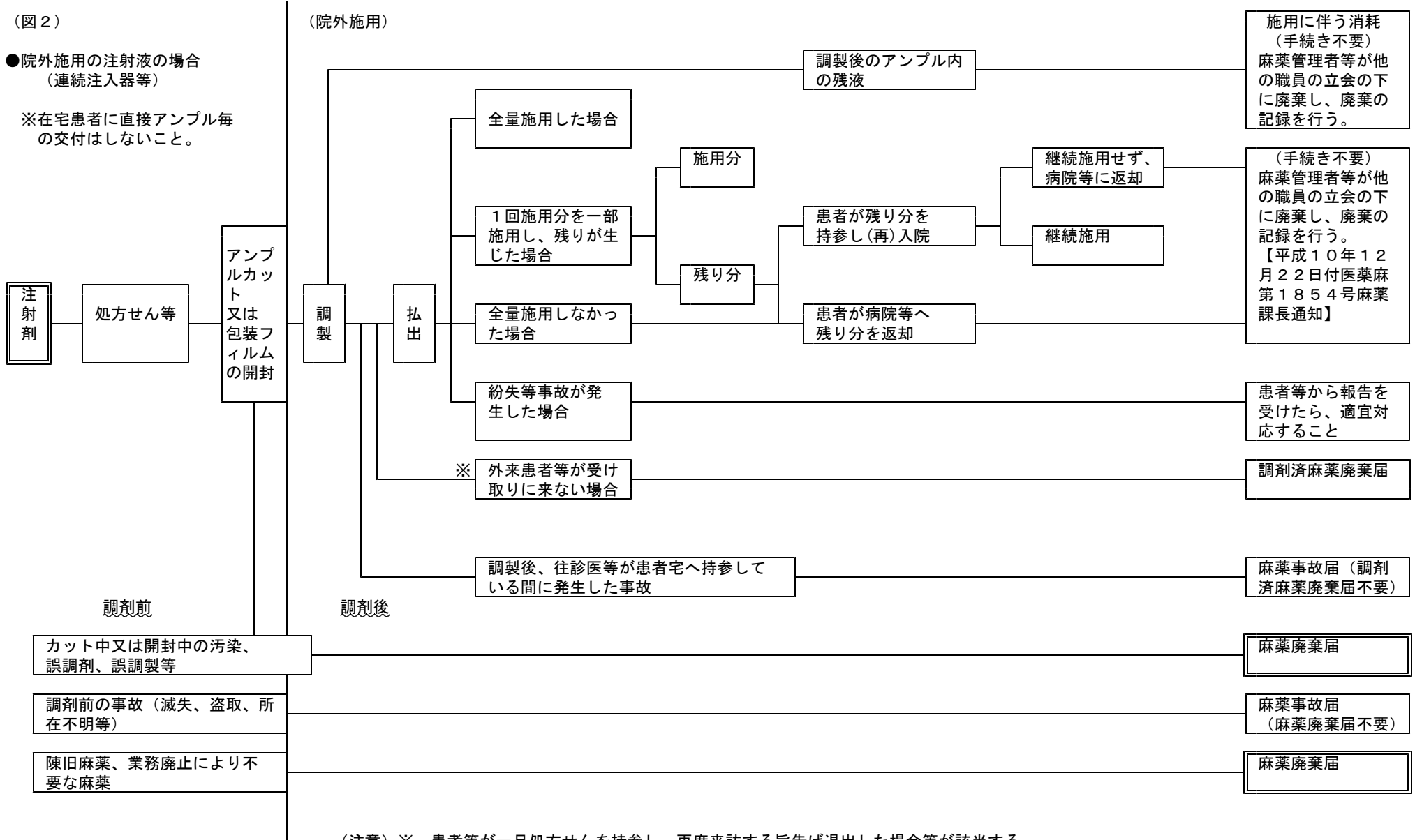
※ 1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをいう。
(予製を含む)



(図2)

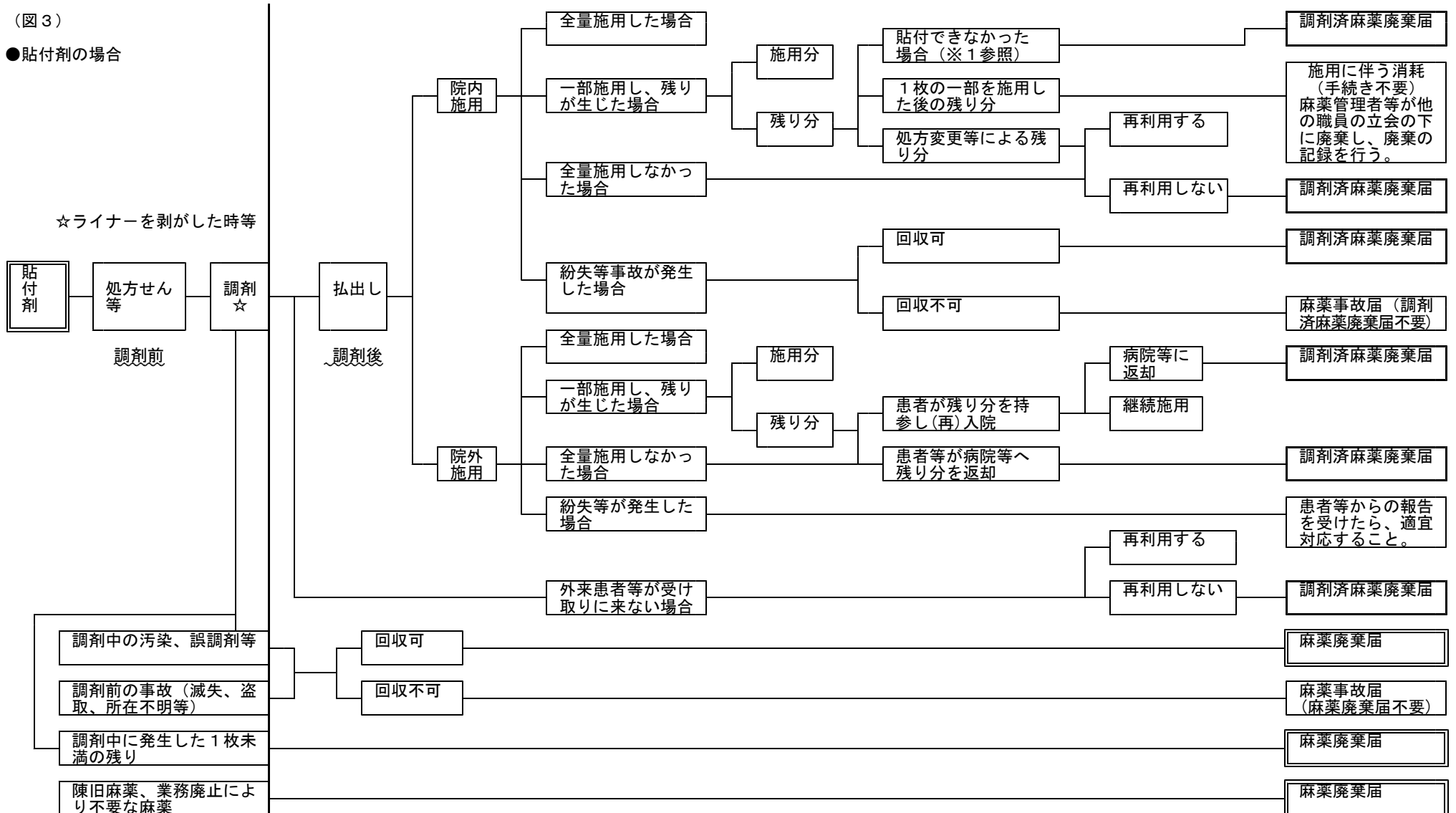
●院外施用の注射液の場合
(連続注入器等)

※在宅患者に直接アンプル毎
の交付はしないこと。



(図3)

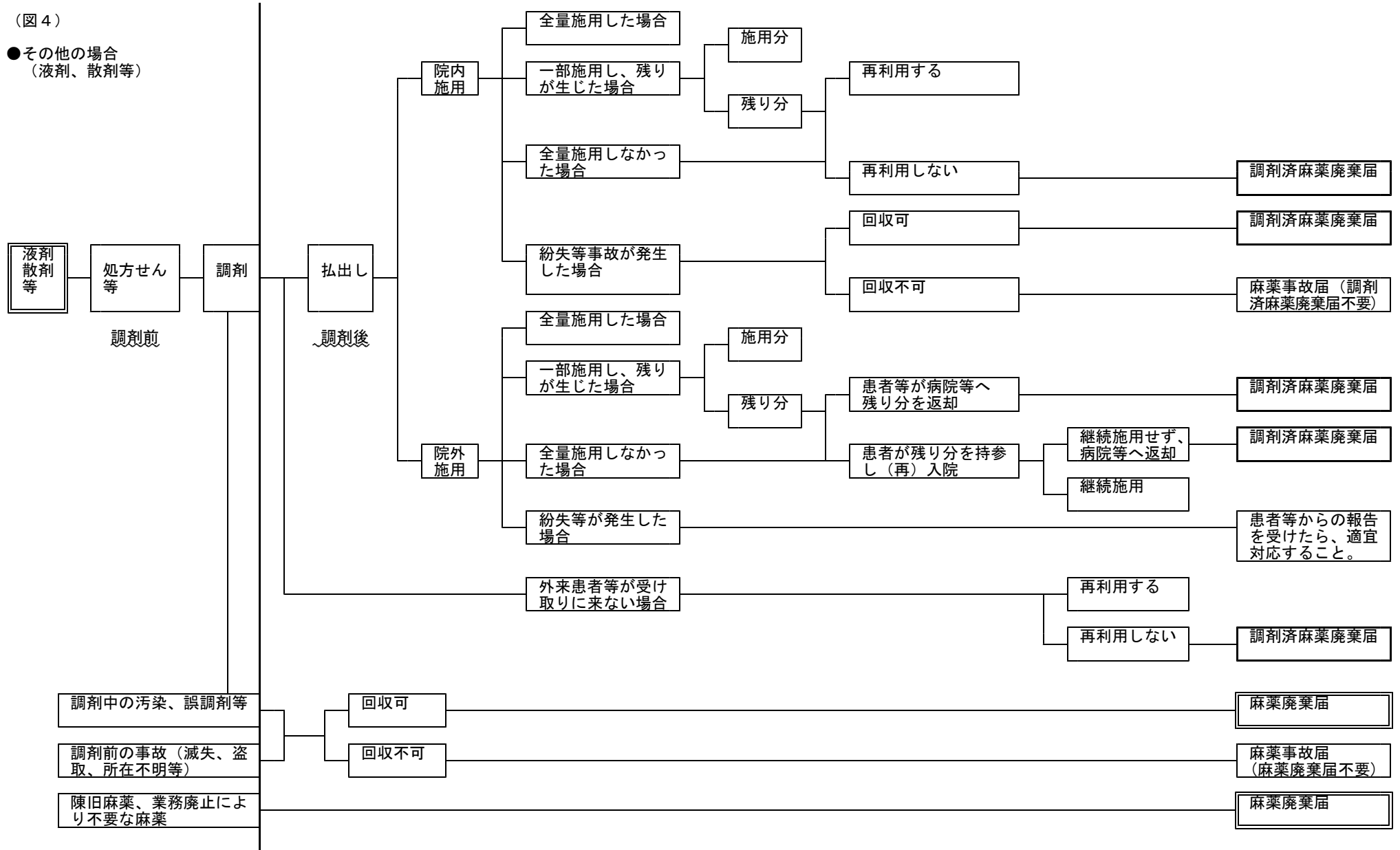
●貼付剤の場合



(注意) ※1 ライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当する。
 ※2 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合は、施用済みとして処理すること。
 ※3 院内で施用済みの貼付剤(上記※2の場合も含む。)については、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄すること。

(図4)

●その他の場合
(液剤、散剤等)



別添 3

保 健 所 等 一 覧 表

保健所等名称 担当課（班）	所 在 地	管 轄 区 域
	電 話 番 号	
岡山県備前保健所 衛生課（生活衛生・医薬班）	岡山市中区古京町1-1-17 ----- 086-272-4038	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町
岡山県備中保健所 衛生課（生活衛生・医薬班）	倉敷市羽島1083 ----- 086-434-7027	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、 浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
岡山県備北保健所 衛 生 課	高梁市落合町近似286-1 ----- 0866-21-2838	高梁市、新見市
岡山県真庭保健所 衛 生 課	真庭市勝山591 ----- 0867-44-2918	真庭市、新庄村
岡山県美作保健所 衛生課（生活衛生・医薬班）	津山市椿高下114 ----- 0868-23-0133	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、 奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
岡山県保健福祉部 医 薬 安 全 課 （臓器移植・薬物対策班）	岡山市北区内山下2-4-6 ----- 086-226-7341	

【麻薬取扱者のページの御案内】

岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページ内に麻薬取扱者のページがあります。
「麻薬取扱者の手引き」「新たに指定された麻薬等」「関係通知」などを掲載しています。
次のアドレスが「麻薬等取扱者」のページです。御参照ください。

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-3708.html>